

点検整備料金の請求に関する注意喚起について

今般、大阪府内の自動車分解整備事業者が、メンテナンス契約を交わしたリース会社に対し、平成16年6月から平成27年12月までの長期間にわたり合計2,000件以上、整備作業又は交換していない部品の料金を水増し請求していた事案が発生しました。

当該事案は、道路運送車両法91条の3及び同法施行規則62条の2の2に規定されている自動車分解整備事業者の遵守事項違反に該当し、自動車整備事業全体の社会的信用を失墜させ、かつ、点検整備の促進を根幹から揺るがしかねない行為であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、点検整備料金の請求が適切に実施されているかを社内点検し、従業員の教育を含めた適切な管理を徹底していただくよう、お願いします。